

○佐世保市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例施行規則

令和2年3月19日規則第13号

佐世保市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、佐世保市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例（令和2年条例第14号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 急傾斜地 条例第2条第1号に規定する急傾斜地をいう。
- (2) 下部被害区域 急傾斜地の下端から水平方向に急傾斜地の高さの2倍の長さ（その長さが50メートルを超えるときは、50メートル。以下この号において同じ。）以内の区域（以下この号において「基本区域」という。）並びに急傾斜地の下端の左右の端から水平方向に引いた急傾斜地の高さの2倍の長さの線（以下この号において「左右の端の線」という。）及び急傾斜地の下端の左右の端から基本区域の反対側に左右の端の線とそれぞれ30度の角度をなすように引いた急傾斜地の高さの2倍の長さの線を等辺とする二等辺三角形の区域をいう。ただし、土地の地形状況等により被害が生じないと認められる区域を除くものとする。
- (3) 上部被害区域 急傾斜地の上端から水平方向に急傾斜地の高さと同じ長さ以内の区域をいう。ただし、土地の地形状況等により被害が生じないと認められる区域を除くものとする。

(被害想定区域)

第3条 条例第2条第3号の規則で定める区域は、同条第2号に規定する急傾斜地崩壊危険区域内における急傾斜地、下部被害区域及び上部被害区域で構成された一体的な区域とする。

(受益者団体)

第4条 条例第2条第4号に規定する受益者は、急傾斜地崩壊対策事業に係る分担金の円滑な納付の推進を目的として受益者で構成する団体（以下「団体」という。）を組織し、次の各号の事項について受益者団体届出書（様式第1号）、受益者名簿（様式第2号）及び分担金管理表（様式第3号）により、

団体の規約を添えて市長に届け出なければならない。

- (1) 団体の代表、副代表、会計及び監事
  - (2) 各受益者の受益の割合
  - (3) 団体印
- 2 前項に規定する届出は、団体の設立後、30日以内に行うものとする。
- 3 団体の代表は、代表又は副代表に変更が生じたときは、その日から30日以内に受益者団体役員変更届出書（様式第4号）により、市長に届け出なければならない。
- 4 団体の代表は、団体の設立の年の翌年から毎年4月30日までに、4月1日時点の状況を分担金積立状況報告書（様式第5号）、受益者名簿（様式第2号）及び分担金管理表（様式第3号）により、市長に報告するものとする。
- 5 団体の代表は、団体が解散したときは、その日から10日以内に受益者団体解散届出書（様式第6号）により、市長に届け出るものとする。

（要配慮者利用施設）

第5条 条例第2条第5号の規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設
- (2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設
- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項に規定する身体障害者社会参加支援施設
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設、同条第27項に規定する地域活動支援センター及び同条第28項に規定する福祉ホーム並びに同条第1項に規定する障害福祉サービスに係る事業の用に供する施設のうち、防災上の配慮を要する者が利用する施設として市長が認める施設
- (5) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する医療提供施設
- (6) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第2項に規定する救護施設、同条第3項に規定する更正施設及び同条第4項に規定する医療保護施設

(7) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第22条に規定する幼稚園及び  
同法第72条に規定する特別支援学校

（通知）

第6条 条例第4条第2項の規定による通知は、分担金通知書（様式第7号）  
により行うものとし、その通知を行ったときは、団体の代表に対しその団  
体を構成する受益者に係る分担金の総額を受益者団体分担金通知書（様式第8  
号）により通知するものとする。

（委任）

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。